

★グリコール酸の劇物指定について

化粧品などに配合されているグリコール酸が、「毒物及び劇物取締法」の「毒物及び劇物指定令」の改正(第二条二十四の二)により劇物に指定されました。

毒物及び劇物指定令(第二条二十四の二)

グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸 3.6%以下を含有する物を除く。

毒物及び劇物取締法は、医薬品、医薬部外品以外のもので、毒性が強く少量でも身体を著しく害する性質を持つものについて必要な取り締まりをすることを目的とした法律です。現在、毒物は 124 品目 劇物は 389 品目が指定されています。

劇物に指定されたものを、製造、輸入、販売、授与、運搬などを行う場合は、行政への登録が必要ですので、都道府県や保健所に相談してください。

グリコール酸は、原料の状態での動物実験で皮膚腐食性、眼刺激性において重篤な損傷であることが分かり、今回の劇物指定となりました。これは、pH 調整をしない状態では pH0.5 と刺激性が非常に高いためと考えられます。化粧品に配合されているグリコール酸は pH が 3～3.5 に調整されており刺激性は抑えられていますが、pH に関係なく 3.6%を超えてグリコール酸が含有されている化粧品は劇物となります。

★グリコール酸が 3.6%を超える化粧品を取り扱う場合の注意点

- ①キャビネットなどで鍵をかけて保管します。保管場所に **医薬用外劇物** の表示が必要です。
- ②盗難、紛失の際すぐわかるよう使用量、残量などを管理します。
- ③化粧品本体に **医薬用外劇物** 成分名、含量及び分量の表示が必要です。
- ④廃棄する場合は中和等により劇物でないものにします。
- ⑤購入する場合は、身元を明らかにし、店舗側が用意する「譲受書」に捺印が必要です。
- ⑥劇物を他人に渡すときは販売業の登録が必要です。

★表記上 3.6%を超えて配合されているものであっても pH 調整が行われていることにより濃度が下がり、実際は 3.6%を下回り劇物にあたらない場合もあります。